

青少年健全育成強調月間

11月は青少年健全育成強調月間です。

次代を担う青少年が、社会における自らの役割と責任を自覚し、広い視野と豊かな情操を培い心身ともに健やかに成長することは、市民すべての願いです。

今日、青少年を取り巻く社会環境や生活環境は、人間関係の希薄化による地域の教育機能の低下や、高齢化・少子化の進行など大きく変化しています。また、社会を震撼させる特異・重大な事件が相次いで発生するなど、少年犯罪は凶悪化、粗暴化しています。こうした状況の中で、学校はもとより家庭・地域などの果たす役割は一層重要性を増しています。

家庭では

- 幼児期から社会のルールを守るようしつけましょう
- 子どもが何でも話せるような家庭づくりに努めましょう
- 地域活動に家族ぐるみで参加しましょう

地域では

- 有害図書を追放しましょう
- 大人から積極的に、さわやかなあいさつや声の掛け合いをしましょう
- 地域の行事や奉仕作業へ子どもの参加を促し、大人といっしょにふるさとづくりをすすめてみましょう

第30回笠岡市青少年健全育成推進大会

- とき：11月26日(月) 14時～16時30分
- ところ：中央公民館集会室
- 内容
 - 青少年健全育成功労者表彰
 - 明るい家庭づくり作文の発表及び表彰
 - 笠岡市青少年スピーチコンテスト優秀賞受賞者による発表

問合せは

生涯学習課
☎2153まで

農業用地の有効利用を

農業経営基盤強化促進事業は、貸し手と借り手が話し合って申請書を提出してもらうだけで、簡単に安心して農地の貸し借りができる制度です。

申請書は農業委員会に諮り、公告をして、契約が成立します。(市では、農地の貸し借りに対するあつせんはしていませんが、申請について相談を受けます。)

市街化区域を除く全域
借り手の条件

- 農業に意欲があり、年間百日以上農業に従事する人
- 借りる農地を含む耕作面積が32アール以上になること
- 設定期間(原則として)3年、6年、10年以上

貸し手のメリット

- 農地を貸すとき農地法の許可がいりません。
- 期限が来れば農地は、離作料なしで必ず返ってきます。
- 農地の所有者が、市外に居住していてもOKです。



借り手のメリット

- 農地を借りるときに農地法の許可がいりません。
- 契約期間中は、安心して耕作できます。また、契約更新を行えば、引き続き農地を借りることもできます。
- 農業経営を拡大したい人は、いくらでも借りられます。

問合せは

地元農業委員さん
産業振興課
☎2143まで

ミズノウエルネス笠岡からの
お知らせ(笠岡市委託事業)

7種目による体力診断 テストの実施(無料・要予約)

とき：11月10日(土)～20日(火)
内容：閉眼片足立ち(平衡性)、握力(筋力)、全身反応時間(敏捷性)、垂直跳び(瞬発力)、上体起こし(筋持久力)、座位体前屈(柔軟性)と脚力測定との7種目の体力診断と、体脂肪測定も実施します。

※既存の定期利用、スタジオリ利用会員以外は、一時利用料金の800円が必要。

申込み・問合せは
スポーツ推進課(総合体育館内)
☎6622
ミズノウエルネス笠岡
☎5280まで

新型ロッド+ 傷みにくい糸+
ロースムース...
くろい かわ うえん びんぼろ
美容室 TINO ティーノ
大井南 28-5
0120-246826